

すずらんカード取扱規則

すずらんカード取扱規則 目次

第 1 条	この規則の目的	1
第 2 条	定義	1
第 3 条	(削除)	1
第 4 条	適用範囲	1
第 5 条	(削除)	1
第 6 条	(削除)	1
第 7 条	(削除)	1
第 8 条	種類	1
第 9 条	様式	2
第 10 条	(削除)	2
第 11 条	(削除)	2
第 12 条	(削除)	2
第 13 条	(削除)	2
第 14 条	(削除)	2
第 15 条	(削除)	2
第 16 条	無効となる場合等	2
第 17 条	(削除)	2
第 18 条	再発行および払い戻し	2
第 19 条	規則等の変更	2
第 20 条	旅客の同意	2

【この規則の目的】

第1条 この規則は、神戸電鉄株式会社（以下、「当社」といいます。）線内におけるすずらんカード（以下、「カード」といいます。）の取り扱いについて合理的な方法を定め、業務の能率的な遂行を図ることを目的とします。

【定義】

第2条 スルッとKANSAI 協議会に加盟している社局が発売した「スルッとKANSAI 共通ストアードフェアシステム」対応のカードのうち、当社が発行した「すずらんカード」のことをいいます。

第3条 （削除）

【適用範囲】

- 第4条 カードによる当社線の取扱方については、この規定の定めるところによります。
- この規定の定めていない事項については、旅客営業規則（以下、「営業規則」といいます。）等の定めるところによります。
 - 特別割引用（身体障害者用および知的障害者用）カードおよび三木市神戸電鉄福祉バスならびにカードタイプの三木市福祉乗車券（高齢者・障がい者用、障がい者用及びその介護者用）の取り扱いについては、この規定を準用します。
 - カードの利用が可能な他社線の取扱方については、当該社局の営業規則等の定めるところによります。

第5条 ～ 第7条 （削除）

【種類】

第8条 すずらんカードの種類は、次の各号のとおりとします。

(1) 大人用


種 類
500円券
1,000円券
2,000円券
3,000円券
5,000円券

(2) 小児用

種 類
1,000円券
2,000円券
(特定期間) 500円券

- 三木市神戸電鉄福祉バスならびにカードタイプの三木市福祉乗車券（高齢者・障がい者用、障がい者用及びその介護者用）の種類および発売金額については前項に準じます。

【様式】

第9条 カードの表面にはロゴマーク  を表示します。

第10条 ～ 第15条 (削除)

【無効となる場合等】

第16条 カードは次の各号の1に該当する場合は、無効として回収します。

- (1) カードを不正利用、解析等の手段として使用した場合、または使用しようとした場合
- (2) 偽造、変造および不正に作製されたカードを使用した場合、または使用しようとした場合

第17条 (削除)

【再発行および払い戻し】

第18条 旅客は、カードの盗難または紛失等いかなる理由においても再発行の請求をすることはできません。

- 2 旅客は、使用開始前または使用開始後のいずれの場合であっても、カードの残額について、当面の間、払い戻しを請求することができます。この場合、払い戻し手数料は収受しません。
- 3 カードの破損等によって残額の半別が不能となった場合は、当該カードの残額について、払い戻しを請求することはできません。
- 4 カードを違法または不正に取得した場合および偽造、変造ならびに不正に作製されたカードの残額について、払い戻しを請求することはできません。

【規則等の変更】

第19条 この規則およびこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがあります。

【旅客の同意】

第20条 旅客は、この規則およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつこれに同意したものとする。

附 則

この規則は、2022年11月1日より実施します。